

日本語教育部会運営規則

令和6年3月18日
日本語教育部会決定

中央教育審議会運営規則（令和5年3月15日中央教育審議会決定）第四条第五項の規定に基づき、日本語教育部会運営規則を次のように定める。

（趣旨）

第一条 日本語教育部会（以下「部会」という。）の議事の手続その他部会の運営に關し必要な事項は、中央教育審議会令（平成12年政令第280号）、中央教育審議会運営規則及び生涯学習分科会運営規則（令和5年4月19日生涯学習分科会決定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（認定日本語教育機関審査会）

第二条 部会に、次の各号に掲げる事項を分担させるため、認定日本語教育機関審査会（以下「認定審査会」という。）を置く。

- 一 認定日本語教育機関の認定及び変更の届出の適正性（以下「認定等」という。）の審査に関する事項
 - 二 認定日本語教育機関への実地視察に関する事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、認定日本語教育機関における日本語教育の適切かつ確実な実施に関する事項
- 2 認定審査会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「委員等」という。）は、部会長が指名する。
- 3 部会長は、認定審査会に参加する協力者を指名することができる。
- 4 認定審査会に主査を置き、認定審査会に属する委員等の互選により選任する。
- 5 主査は、認定審査会の事務を掌理する。
- 6 主査に事故があるときは、認定審査会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査会）

第三条 部会に、次の各号に掲げる事項を分担させるため、登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関審査会（以下「登録審査会」という。）を置く。

- 一 登録実践研修機関の登録、研修事務規程の認可、登録日本語教員養成機関の登録及び養成業務規程の届出の適正性（以下「登録等」という。）の審査に関する事項
 - 二 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関への実地視察に関する事項
 - 三 前各号に掲げるもののほか、登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関における実践研修又は養成課程の公正で適切かつ確実な実施に関する事項
- 2 登録審査会に属すべき委員等は、部会長が指名する。
 - 3 部会長は、登録審査会に参加する協力者を指名することができる。
 - 4 登録審査会に主査を置き、登録審査会に属する委員等の互選により選任する。
 - 5 主査は、登録審査会の事務を掌理する。
 - 6 主査に事故があるときは、登録審査会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（審査会の議事及び議決）

- 第四条 認定審査会及び登録審査会は、それぞれの審査会に属する委員等の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 2 認定審査会及び登録審査会の議事は、出席したそれぞれの審査会に属する委員等の過半数で決し、可否同数の時は、主査の決するところによる。
 - 3 認定審査会又は登録審査会が議決したときは、当該審査会の主査は、当該議事の経過及び結果を部会長に報告しなければならない。

（審議組織）

- 第五条 部会に、部会の決定により、審議組織を置くことができる。
- 2 第二条第二項から第六項まで及び前条の規定は、審議組織について準用する。

（書面による議決）

- 第六条 部会長は、やむを得ない理由により部会の会議を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徵し、又は賛否を問い合わせ、その結果を持って部会の議決とすることができます。
- 2 前項の規定により議決を行った場合は、部会長は次の会議において報告しなければならない。

（会議の公開）

- 第七条 部会の会議（審議組織を含む。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、公開して行う。
- 一 部会長（審議組織にあっては、審議組織の主査。以下同じ。）の選任その他人

- 事に関する事項を議決する場合
- 二 認定等に関する事項を審議する場合
- 三 登録等に関する事項を審議する場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、部会長が、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合

(会議の傍聴)

第八条 部会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、文部科学省総合教育政策局における担当課（以下この条において「事務局」という。）の定める手続により登録を受けなければならない。ただし、部会の会議を傍聴することができる者は、次に掲げるものとし、その人数は、原則として当該各号に掲げる人数とする。

- 一 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関に所属する者 一社につき一人
- 二 前号の掲げる者以外の者 原則として受付の順序に従って事務局が許可する人数
- 2 前項の登録を受けた者（以下この条において「登録傍聴人」という。）は、部会長の許可を受けて、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。
- 3 登録傍聴人は、前項の許可を受けようとするときは、事務局の定める手続により申請するとともに、会議を撮影し、録画し、又は録音するに当たっては、事務局の指示に従わなければならない。
- 4 登録傍聴人は、会議の進行を妨げる行為又は他の傍聬人の傍聴を妨げる行為をしてはならない。
- 5 部会長は、登録傍聴人が、第二項の規定による許可を受けず、若しくは第三項の規定による事務局の指示に従わずに会議を撮影し、録画し、若しくは録音したとき、又は前項に規定する行為をしたときは、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

(会議資料の公表)

第九条 部会長は、部会の会議において配付した資料を公開する。ただし、部会長は、認定等に関する事項を審議するとき、登録等に関する事項を審議するとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議資料の全部又は一部を非公開とすることはできる。

(議事録の公開)

第十条 部会長は、部会の会議の議事録を作成し、これを公開する。ただし、部会長

は、認定等に関する事項を審議するとき、登録等に関する事項を審議するとき、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができます。

- 2 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、部会長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開する。

(雑則)

第十一條 この規則に定めるもののほか、部会及び審査会の議事の手続その他部会及び審査会の運営に関し必要な事項は、部会にあっては部会長が部会に諮って定め、審査会にあっては主査が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、部会の決定の日（令和6年3月18日）から施行する。